

## 一般公衆浴場設備改修事業等補助金交付要綱

平成 30 年 1 月 18 日	保健福祉局長決定
平成 31 年 1 月 4 日	改正
平成 31 年 3 月 5 日	改正
令和 2 年 6 月 26 日	改正
令和 3 年 3 月 15 日	改正
令和 4 年 4 月 1 日	改正
令和 5 年 9 月 20 日	改正
令和 7 年 3 月 31 日	最終改正

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 設備改修等事業（第 4 条－第 11 条）
- 第 3 章 救命救急活動対策事業（第 12 条－第 20 条）
- 第 4 章 大規模改修等事業（第 21 条－第 31 条）
- 第 5 章 雑則（第 32 条－第 34 条）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、「地域の銭湯の活性化に向けた協定」（平成 29 年 9 月 7 日締結）に基づき、公衆浴場営業者が行う設備改修事業及び救命救急活動対策事業並びに地域に貢献する公衆浴場として施設を大規模改修又は改築する事業（以下、大規模改修等）に要する経費に対して補助金を交付することにより、公衆浴場の持続的な経営確保、市民の健康増進や介護予防、市民相互の交流促進を図り、もって市民の公衆衛生向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

#### （用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 公衆浴場 公衆浴場法（昭和 23 年 7 月法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定により市長の許可を受けた施設であって、次のいずれにも該当するもの。

ア 神戸市公衆浴場法施行条例（平成 24 年神戸市条例第 43 号）第 2 条第 1 項に定める一般公衆浴場

イ 物価統制令（昭和 21 年 3 月勅令第 118 号）第 4 条に基づく入浴料金（以下、「通常料金」という。）が定められている公衆浴場

（2） 大規模改修等 柱や梁等の建物の主要構造部を残しつつ、既存の建物の一部を除去し、引き続きこれと規模及び構造が著しく相違しないものを建設する大規模改修又は施設の一部若しくは全部を建て替える改築のことをいう。

(補助対象者)

第3条 当該補助金の交付を受ける対象者は、神戸市浴場組合連合会に加入している公衆浴場の営業者とする。

## 第2章 設備改修等事業

(補助対象事業)

第4条 当該補助金の対象事業は、公衆浴場の運営及び入浴客のより快適な施設利用を目的として、補助対象者が神戸市内の公衆浴場に対し行う当該年度に完了する設備改修又は備品等の購入に要する経費で、別表1に掲げる項目とする。ただし、次に掲げる場合はこの補助金の対象としない。

- (1) 当該改修を実施した場合に公衆浴場法その他関係法令に違反する恐れのある場合。
- (2) 公衆浴場の施設以外の場所に設置する設備等に係るもの。
- (3) 通常料金以外に料金を徴収する設備又は備品。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる一の区分ごとに、設備改修等に要した税抜き額又は同表の補助対象上限額のいずれか少ない額に、同表の補助率を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

2 前項の区分については、二以上の区分に渡ることを妨げない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下、「申請者」という)は、次に掲げる書類を工事着手又は備品購入前の概ね30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 改修計画書(様式第3号)
- (4) 見積書の写し
- (5) 図面
- (6) 設備改修前の写真
- (7) 神戸市浴場組合連合会の推薦書
- (8) その他市長が必要と認める書類

なお、備品購入に係る補助の場合は(3)及び(6)は不要とする。ただし、購入する備品の概要が分かる資料の提出を必要とする。

(審査及び交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、「補助金交付決定通知書」(様式第4号)により、交

付しないことを決定したときは、「補助金不交付決定通知書」（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び取下げ）

第8条 申請者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、工事開始又は備品購入までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1） 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）
- （2） 収支予算書（様式第7号）
- （3） 改修計画書（様式第3号）
- （4） 見積書の写し
- （5） 図面
- （6） その他市長が必要と認める書類

なお、備品購入に係る補助の場合は（3）は不要とする。ただし、購入する備品の概要が分かる資料の提出を必要とする。

2 前項に関わらず、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合は軽微な変更として取り扱い、補助金交付決定内容変更承認申請書の提出を省略できるものとする。

- （1） 補助対象経費のうち、対象区分ごとに20%以内の減額変更をする場合。
- （2） 補助事業の内容を実質的に変更するものではない場合。

3 申請者は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、「補助事業廃止承認申請書」（様式第8号）により、市長に提出しなければならない。

4 市長は、本条第1項又は第3項の申請があった時は当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、「補助金交付決定変更承認通知書」（様式第9号）又は「補助事業廃止承認通知書」（様式第10号）により、承認しないことを決定したときは、「補助金交付決定変更申請却下通知書」（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 申請者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類により、市長に実績報告書を提出しなければならない。

- （1） 補助事業実績報告書（様式第12号）
- （2） 収支決算書（様式第13号）
- （3） 領収書等支払証拠書類の写し
- （4） 設備改修後もしくは購入した備品の写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においてはその内容を審査し、適切に補助事業が執行されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、「補助金額確定通知書」（様式第14号）により申請者に通知するとともに、申請者の口座への振り込みにより、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部または一部を取消ししたときは、速やかに、その旨を「補助金交付決定取消通知書」(様式第 15 号)により、申請者あて通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

### 第 3 章 救命救急活動対策事業

(補助対象事業)

第 12 条 当該補助金の対象事業は、申請者が営業する公衆浴場に設置する自動体外式除細動器(以下「AED」という)に関する経費で、下記に掲げる項目とする。なお、公衆浴場 1 箇所あたり 1 基までとする。

- (1) AED について賃貸を行う者と申請者との賃貸借契約に基づき賃借するものに係る経費(リース料)。
- (2) AED 本体に限らず、付属品(パッド、バッテリー等)及び収納ボックス等、付随して必要となる備品のリース料(ただし、設置費用は含まない)。

(申請者等の責務)

第 13 条 申請者等の責務は次のとおりとする。

- (1) 申請者は、常に AED が所定の性能を発揮できるよう必要なメンテナンスを実施すること。
- (2) 申請者および従業員は、必要な講習を受講する等、操作方法を習熟すること。
- (3) 申請者は、神戸市が実施する「まちかど救急ステーション標章交付制度」に登録すること。

(補助金の額)

第 14 条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 一月の補助金の額は、月額税抜きリース料に 2 分の 1 を乗じて得た額(10 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)とする。ただし、月額 3,000 円を上限とする。
- (2) 前号の一月については、AED の賃貸借契約書に基づき、当該年度中の契約期間に応じた月数を基準に補助額を算定する。なお、端数の日数合計が 30 日に達する場合は 1 月とみなし、30 日未満の日数については切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 15 条 申請者は、次に掲げる書類を賃貸借契約後、1 か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)

- (2) AED貸借借契約書(写)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付の決定)

第16条 市長は、前条に規定する書類を受領した場合は、当該内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、「補助金交付決定通知書」(様式第4号)により、交付しないことを決定した時は、「補助金不交付決定通知書」(様式第5号)により、通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(事業の変更及び取下げ)

第17条 申請者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)
- (2) 事業実施期間が変更となったことを証する書類

2 前項に関わらず、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合は軽微な変更として取り扱い、補助金交付決定内容変更承認申請書の提出を省略できるものとする。

- (1) 補助対象経費のうち、対象区分ごとに20%以内の減額変更をする場合。
- (2) 補助事業の内容を実質的に変更するものではない場合。

3 申請者は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助事業廃止承認申請書(様式第8号)
- (2) 事業を廃止することを証する書類

4 市長は、本条第1項又は第3項の申請があった時は当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、「補助金交付決定変更承認通知書」(様式第9号)又は「補助事業廃止承認通知書」(様式第10号)により、承認しないことを決定したときは、「補助金交付決定変更申請却下通知書」(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第18条 申請者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類により、市長に実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第12号)
- (2) 領収書等支払証拠書類(写)
- (3) 設置期間中の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第19条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においてはその内容を審査し、適切に補

助事業が執行されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、「補助金額確定通知書」（様式第 14 号）により申請者に通知するとともに、申請者の口座への振り込みにより、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 20 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部または一部を取消ししたときは、速やかに、その旨を「補助金交付決定取消通知書」（様式第 15 号）により、申請者あて通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

#### 第 4 章 大規模改修等事業

（補助対象事業等）

第 21 条 当該補助金の対象事業は、地域に貢献する公衆浴場として施設を更新することを目的として、申請者が神戸市内の公衆浴場に対し行う大規模改修等事業とする。ただし、次に掲げる場合はこの補助金の対象としない。

- （1） 当該改修を実施した場合に公衆浴場法その他関係法令に違反する恐れのある場合。
- （2） 10 年間公衆浴場の営業を継続する意思を有しない者。
- （3） 公衆浴場施設を有効活用した市民の健康増進や介護予防、市民相互の交流促進等の事業を実施する意思を有しない者。

2 当該補助金の対象経費は、別表 2 に掲げる項目とする

3 当該補助金の対象期間は、原則として当該年度内とするが、申請者の責めに帰すべきでない事由により当該年度内に事業が完了する見込みがない場合は、市長が認める期間とする。

（補助金の額）

第 22 条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表 2 に掲げる区分に、設備改修等に要した税抜き額又は同表の補助対象上限額のいずれか少ない額に、同表の補助率を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

（交付申請）

第 23 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 補助金交付申請書（様式第 16 号）
- （2） 収支予算書（様式第 2 号）
- （3） 改修計画書（様式第 3 号）
- （4） 見積書の写し
- （5） 図面
- （6） 営業継続期間誓約書（様式第 19 号）
- （7） 神戸市浴場組合連合会の推薦書

(8) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付の決定)

第 24 条 市長は、前条に規定する書類を受領したときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、「補助金交付決定通知書」(様式第 17 号)により、交付しないことを決定したときは、「補助金不交付決定通知書」(様式第 5 号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容若しくは遂行計画又は補助事業に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業終了後、10 年間は公衆浴場の営業を継続すること。
- (5) 補助事業終了後、10 年以内に公衆浴場の営業を廃止する場合は、速やかに市長に報告すること。

(補助金の概算払の請求)

第 25 条 補助金は、前条の交付決定後、概算払することができる。申請者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(様式第 18 号)を市長に提出しなければならない。

市長は、その請求内容が適当と認めたときは、申請者に対し、概算払で補助金を交付する。

- 2 概算払をする時期は、補助事業の遂行状況を勘案し、適切な時期に支払うこととする。
- 3 概算払の額は、交付決定額の 4 分の 3 以内とする。

(事業の変更及び取下げ)

第 26 条 申請者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは、工事開始までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第 6 号)
- (2) 収支予算書(様式第 7 号)
- (3) 改修計画書(様式第 3 号)
- (4) 見積書の写し
- (5) 図面
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に関わらず、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合は軽微な変更として取り扱い、補助金交付決定内容変更承認申請書の提出を省略できるものとする。

- (1) 補助対象経費のうち、対象区分ごとに 20%以内の減額変更をする場合。
- (2) 補助事業の内容を実質的に変更するものではない場合。

3 申請者は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、「補助事業廃止承認申請書」(様式第8号)により、市長に提出しなければならない。

4 市長は、本条第1項又は第3項の申請があった時は当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、「補助金交付決定変更承認通知書」(様式第9号)又は「補助事業廃止承認通知書」(様式第10号)により、承認しないことを決定したときは、「補助金交付決定変更申請却下通知書」(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

#### (実績報告書の提出)

第27条 申請者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類により、市長に実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第12号)
- (2) 収支決算書(様式第13号)
- (3) 領収書等支払証拠書類の写し
- (4) 大規模改修等後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (交付額の確定及び精算)

第28条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においてはその内容を審査し、適切に補助事業が執行されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、「補助金額確定通知書」(様式第14号)により申請者に通知するとともに、申請者の口座への振り込みにより、補助金を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 申請者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

#### (交付の時期等)

第29条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第24条第1項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、第25条の規定により、交付決定額の一部について概算払をすることができる。

#### (交付決定の取消し)

第30条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部または一部を取消したときは、速やかに、その旨を「補助金交付決定取消通知書」(様式第15号)により、申請者あて通知するものとする。

#### (補助金の返還)



第 31 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 28 条第 1 項の規定により補助金を支払った場合において、申請者が第 21 条に規定する期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止したときは、市長の指定する額の返還を命ずるものとする。ただし、申請者の健康上の問題又は死亡等やむを得ない理由により補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止せざるを得ないときなど、市長が特に認める場合はこれを免除することができる。

3 前項に定める返還額は、別表 3 に掲げる算式によって算出して得られた額とする。

## 第 5 章 雑則

### (財産の処分の制限)

第 32 条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して当該財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は評価額の増が 50 万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

### (調査等)

第 33 条 市長は、必要があると認めるときは、立ち入り調査等を行い、補助対象事業の実施状況等について確認することができる。

### (施行の細目)

第 34 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定めるものとする。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は平成 30 年 1 月 18 日から施行する。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和2年6月26日より施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和5年9月20日より施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和7年3月31日より施行する。

別表 1

区分	項目	補助対象上限額（千円）	補助率
1 内装	浴室、脱衣室等	4,000	1/2
	空調		
	タイル張替		
	建具		
	ロッカー		
	インターネット環境設備		
	料金徴収設備		
2 外装	煙突	4,000	1/2
	壁及び屋根		
	塗装		
	看板		
3 給水給湯設備	配管	4,000	1/2
	貯湯槽		
	揚水ポンプ		
	滅菌器		
	循環ろ過器		
	ボイラー		
	その他給湯設備に付随する部分		
4 備品類	清掃用機器	1,000	1/2
	防火・防犯用機器		
	介護・介助・乳幼児用品		
	その他入浴客の衛生・安全・利便性の向上のための備品（娯楽の用に供するものを除く）		

別表 2

区分	項目	補助対象上限額 (千円)	補助率
大規模改修等 (本体工事費、付帯設備費、設計工事管理費、意匠設置費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な設備改修に係る設計・工事費</li> <li>・銭湯の魅力向上に繋がる施設内外のデザイン・壁画等の作成・設置費</li> <li>・施設の改修に伴うコンサルティング費</li> </ul> <p>ただし、申請者の自宅部分等、公衆浴場以外の箇所にかかる費用は除く。</p>	60,000	1/2

別表 3

$$\text{返還額} = \text{交付金額} \times \left\{ (365 \text{日} \times 10 \text{年} - \text{補助事業が完了した日から公衆浴場の営業を廃止した日までの日数}) \div (365 \text{日} \times 10 \text{年}) \right\}$$